



介護保険 主治医意見書作成料請求書

令和		年		月分	
保険者番号					

被保険者	被保険者番号 <sup>3</sup>												12		
	(フリガナ)														
	氏名														
	生年月日	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	性別	1. 男	2. 女	年	月	日					
住所															

請求医療機関	医療機関コード															
	事業所名称															
	所在地	郵便番号		-												
	電話番号															

作成依頼日	令和		年		月		日	依頼番号					※			
意見書作成日	令和		年		月		日	意見書送付日	令和		年		月		日	保険者確認

※印の欄は記入しないで下さい

意見書作成料	種別	1. 在宅	2. 施設	1. 新規	2. 継続	金額					円
--------	----	-------	-------	-------	-------	----	--	--	--	--	---

		内 訳	点 数				摘 要					
診断・検査費用	診断											
	検査	胸部単純X線撮影										
		血液一般検査										
		血液化学検査										
		尿中一般物質定性・半定量検査										
	合 計						点数合計×10 円					

請求額	意見書料	13				17	円
	診断・検査費用	18				22	円
	消費税						円
	合 計	23				27	円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診療・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。

- 【医師の判断に基づき行う検査の範囲】
- ・胸部単純X線撮影
  - ・血液一般検査
  - ・血液化学検査
  - ・尿中一般物質定性・半定量検査